大同火災海上保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する商品改定について

~「新型コロナウイルス感染症追加特約」自動セットについてのご案内~

拝啓

平素より弊社業務につきまして、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に 罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染による影響が全国規模で拡大を続けていることをふまえ、下記のとおり「新型コロナウイルス感染症追加特約」を新設し、特定の感染症による休業損失や利益損失を補償するご契約に自動セットし、新型コロナウイルス感染症に関する補償を拡大する商品改定を実施いたしますのでご案内いたします。

本改定は、既にご加入いただいているご契約を含めて、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定された 2020 年 2 月 1 日以降に適用いたします(お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。)。なお、本 改定に伴う追加保険料はございません。

敬具

記

1. 商品改定の概要

(1) 休業損失や利益損失を補償する商品の改定

感染症を原因とした利益損失等を補償する保険のご契約は、これまで新型コロナウイルス感染症を対象としておりませんでしたが、下表の特定感染症危険補償特約をセットしている契約について、新特約「新型コロナウイルス感染症追加特約」を追加保険料なしで自動セットいたします。これにより、新型コロナウイルス感染症についても補償対象といたします。

商品	対象特約	改定概要
■DAY-PRO!賠責総合保険 ■ビジネス総合保険制度	食中毒·特定感染症 利益補償特約	「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」が自動セットされます。 この特約により、現在補償対象としている一類感染症から三類感染症に加え、対象施設において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の喪失利益等についても補償対象とします(※1)(※2)。
■賠償責任保険(店舗·旅館· 生産物)		
■DAY-PRO! 事業財産保険		
■テナント総合保険	食中毒・特定感染症 による休業損失補償 特約	

- (※1) 保健所等による施設の消毒等の措置を伴わない、政府・地方自治体等による休業要請に基づく自主休業 等は補償対象外となります。
- (※2) 2020年5月20日以降に締結された新規契約(※3) については、新型コロナウイルス感染症による事故が 保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内の場合、これらによる損失については補償対象外となります。
- (※3)「食中毒・特定感染症」による休業損害を補償する契約内容への変更を行う場合を含みます。継続契約で あっても、継続前契約が「食中毒・特定感染症」による休業損害を補償しない契約内容の場合は、新規契約 として取り扱います。

(2) 保険料

改定による追加保険料の請求はありません。

2. 本改定の対象契約

「食中毒・特定感染症利益補償特約」(※1)がセットされる以下の契約については、「新型コロナウイルス感染症追加補償特約」が自動セットされます。なお、本改定は、2020年2月1日(※2)に遡って実施します。

- ・2020年2月1日が保険期間に含まれる契約
- ・2020年2月1日以降に保険始期がある契約
- (※1) テナント総合保険については、「食中毒・特定感染症による休業損失補償特約」をいいます。
- (※2)「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日です。

3. 個人向け商品について

個人向け商品につきましても、傷害保険における「特定感染症危険補償特約」の補償対象に新型コロナウイルス感染症を追加する等の改定を実施する予定です。改定内容の詳細につきましては、確定次第、改めてご案内いたします。

以上